

令和元年度
住まい環境整備モデル事業
(人生 100 年時代を支える住まい環境整備モデル事業)

募集要領

令和元年 5 月

<平成30年度募集からの主な変更点>

○提案事業の評価

① 提案の対象となる事業の設定

- ・提案の対象となる事業について、「(1) 課題設定型」「(2) 事業者提案型」「(3) 事業育成型」の3つのタイプを設定し、いずれかに該当する事業に提案してもらうようにしています。(1)と(2)は原則、住宅等の整備を実施する事業で、(3)は住宅等の整備を実施しない事業も対象とします。

② プレゼンテーションによる提案の実施

- ・提案事業の評価は、提案申請書による評価に加え、提案者のプレゼンテーションをもとにした評価も行います。

③ 事業のフォローアップの実施

- ・本事業で選定された提案の取組の効果等の検証を行い、その結果を広く普及啓発するため、補助事業者に対して、取組の定期報告、事業報告会への参加、現地調査への協力、情報提供等を求めます。

○補助金の交付申請等（提案の採択後）

① 支払額の確認方法の変更

- ・完了実績報告時に、請求書、領収書のほか、「送金伝票の写し（支払済みであることを金融機関等の第三者により公的に証明できる書類）」の提出を義務化しています。また、現金による支払いは、原則、補助対象外となります。

② 交付申請者の実印押印と印鑑証明書（原本）の提出

- ・交付申請者の特定と、事業完了後の運営責任の確実な履行のため、交付申請者には、交付申請における実印押印と、印鑑証明書（原本）の提出を義務化しています。

※ 「提案事業の評価」と「補助金の交付申請等」の手続きの窓口は異なりますのでご注意ください。なお、事業の段階毎の評価事務局と交付事務局との手続き内容については、23頁の「事業の流れ」を参照ください。

目次

1	事業の趣旨	5
2	事業内容	5
2.1	提案の対象となる事業	5
2.2	提案の対象となる事業の要件	6
2.3	提案者・補助を受ける者	7
2.4	補助対象及び補助額	8
2.4.1	補助対象費用	8
2.4.2	補助額	9
3	事業の手続き	12
3.1	手続きの概要	12
3.2	提案事業の評価	13
3.2.1	評価委員会について	13
3.2.2	事業の選定結果	14
3.2.3	評価の視点	14
3.3	補助金の交付申請等	15
3.3.1	交付申請	15
3.3.2	交付決定	16
3.3.3	補助の期間	16
3.3.4	補助の計画変更	17
3.3.5	完了実績報告及び補助金の額の確定	17
3.3.6	補助事業実施中及び完了後の留意点	17
4	事業のフォローアップ	18
4.1	取組の達成状況の定期報告	18
4.2	事業報告会	19
4.3	現地調査	19
4.4	情報提供等	19
5	情報の取扱い等	19
5.1	情報の公開・活用	19
5.2	個人情報の利用目的	19
5.3	アンケート・ヒアリングへの協力	20
6	応募方法	21
6.1	提出期間	21
6.2	提出先	21

6.3 提出方法.....	21
6.4 提出書類.....	21
6.5 問い合わせ先	22
事業の流れ.....	23
別表1：直接経費.....	24
別表2：補助対象とならない経費.....	24
別表3：高齢者等の居住の安定確保及び健康の維持・増進に資する施設の例	25

1 事業の趣旨

人生100年時代を迎える現代において、高齢期の長期化を支える住まい・環境や多様な世帯が地域で暮らせる住まい・環境の整備等が求められています。しかし一方で地域ごとに状況や課題等が大きく異なるため、定型的な解決策ではなく、それぞれの課題に応じた取組を進めていくことも必要です。

このため、「住まい環境整備モデル事業（人生100年時代を支える住まい環境整備モデル事業）」では、ライフステージに応じて変化する居住ニーズに対応して、高齢者、障害者、子育て世帯など誰もが安心して暮らせる住環境の整備を促進するため、これらに資する先導的な事業を公募し、事業の実施に要する費用の一部を補助します。

2 事業内容

2.1 提案の対象となる事業

提案の対象となる事業は、高齢者、障害者、子育て世帯等の多様な人々（以下「高齢者等」という。）の居住の安定確保及び健康の維持・増進に資するために具体的に課題解決を図る取組で、先導性が高く創意工夫を含むものであって、以下のいずれかに該当する事業とします。

（1）課題設定型

国土交通省が設定した、下記事業テーマに応じた先導的な取組を行う事業を対象とします。

原則、住宅及び高齢者等の居住の安定確保及び健康の維持・増進に資する施設（建築設備を含む。）の建設、取得又は改修（以下「住宅等の整備」という）を実施する事業とします。

＜事業テーマ＞

1. 多様な世帯の互助を促進する地域交流拠点（共同リビング、こども食堂、障害者就労の組合せなど）の整備
2. 効果的に見守る高齢者向け住宅（IoT活用による効率的な見守り、地域の高齢者の見守りなど）の整備
3. 長く健康に暮らせる高齢者住宅（仕事、役割、介護予防、看取りなど）の整備
4. 早めの住み替えやリフォームに関する相談機能（高齢期に適した住まいや住まい方のアセスメントなど）の整備
5. 住宅団地の再生につながる地域の居住継続機能（子育て支援施設、多世代交流拠点、シェアオフィスなど）の整備

(2) 事業者提案型

(1) で国土交通省が定めた<事業テーマ>とは別に、提案者が独自で事業テーマを提案し、先導的な取組を行う事業を対象とします。

原則、住宅等の整備を実施する事業とします。

(3) 事業育成型

上記(1) 課題設定型、又は(2) 事業者提案型に掲げる事業を実現するために必要な調査・検討等の準備段階の取組を対象とします。

住宅等の整備を実施しない事業も対象とします。ただし、原則、当該事業完了後、「(1) 課題設定型」又は「(2) 事業者提案型」として、提案するものとします。

* 「事業育成型」のイメージ (例)

障害者や子育て世帯向けのシェアハウスの供給を進めるための多職種連携によるコンソーシアムの立ち上げ、高齢者・障害者等の軽微に見守りできるシステムに関する実証実験の実施 等

2.2 提案の対象となる事業の要件

(1) 共通要件

提案の対象となる事業の要件は、次の①～③の全ての要件を満たすものとします。

① 高齢者等の居住の安定確保及び健康の維持・増進に資する住まいづくり・まちづくりの推進上効果を高めるための情報公開を行うものであること

事業の取組効果の評価・検証を行い、国土交通省及び評価事務局◆が設置する学識経験者からなる評価委員会（以下「評価委員会」という。）に定期報告を行うとともに、事業の成果に関する情報を広く公開するものであること。

* 「事業の成果に関する情報を広く公開」のイメージ (例)

- ・ 事業実施による効果等の情報を理解しやすい方法で国民に幅広く公開する。
- ・ 住宅等の整備事例について、積極的に公開する（現地見学の機会の設定等）。
- ・ 先導的な技術や仕組みに関するガイドラインの策定、講習会の開催等の積極的な情報提供及び事業内容の普及促進活動を行う。 等

◆: 評価事務局とは、国土交通大臣が指定する本事業の公募や評価委員会の運営等を実施する者。

② 新たな技術やシステムの導入（住まいづくり又はまちづくりに関連しない医療・介護・福祉に関する機器の開発・導入を除く。）又は多様な世帯の互助や交流の促進に資するものであること

③ 令和元年度中に事業に着手するものであること

令和元年度中に事業に着手（住宅等の建設・改修については工事の着手、調査設計計画等については委託契約の締結等）するものを補助対象とします。

なお、選定された提案事業について、交付事務局◆が交付決定をする前に補助事業者が事業に着手した場合は、原則として補助対象になりません。

ただし、提案事業の実施予定時期までに実施体制が整い、確実に提案事業を実施することができると見込めないアイデアのみの提案は、選定されません。

また、生活支援・介護サービスや子育て支援サービス等を提供する提案で、補助事業の実施期間以降も継続して当該サービスを提供する体制を確保することが見込めない提案は、選定されません。

◆：交付事務局とは、国土交通大臣が指定する補助金交付等を実施する者。

(2) 提案の対象となる事業ごとの要件

提案の対象となる事業	要件
(1) 課題設定型	原則、住宅等の整備を実施すること。
(2) 事業者提案型	原則、住宅等の整備を実施すること。
(3) 事業育成型	<ul style="list-style-type: none"> ・事業実施期間は最大3年間とする。 ・1事業あたりの補助金の額の上限を500万円/年とする。 ・原則として、当該事業完了後、速やかに(1)課題設定型、又は(2)事業者提案型として提案すること。

2.3 提案者・補助を受ける者

提案者は、2.1に掲げる事業を行い、2.2の要件を満たす者が対象です。また、補助を受ける者（以下「補助事業者」という。）は、提案者（共同提案者を含む。）であって、評価委員会の評価を踏まえ、国土交通省が選定した者とします。

ただし、宗教法人及び暴力団又は暴力団員であるもの、及び暴力団又は暴力団員と不適切な関係にあるものは補助事業者となることはできません。

提案者としては、次のような者を想定しています。

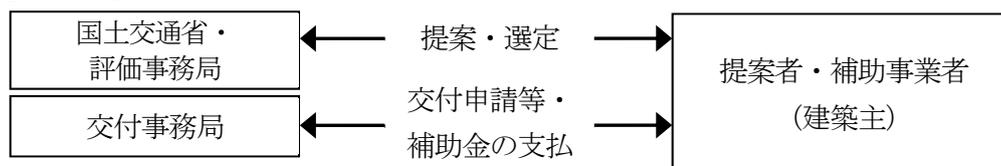
- ①住宅又は施設の建築主（分譲を行う者を含みます。）又は管理者
- ②高齢者等向けの生活支援・介護サービス、子育て支援サービス等を提供する者
- ③高齢者等の住まいづくり・まちづくりにおいて高齢者等が安心して健康に暮らすための先導的な技術を導入する者

なお、住宅等の整備だけでなく、サービス等の提供、技術の導入を行う提案である場合、①～③の主体との共同提案としてください。

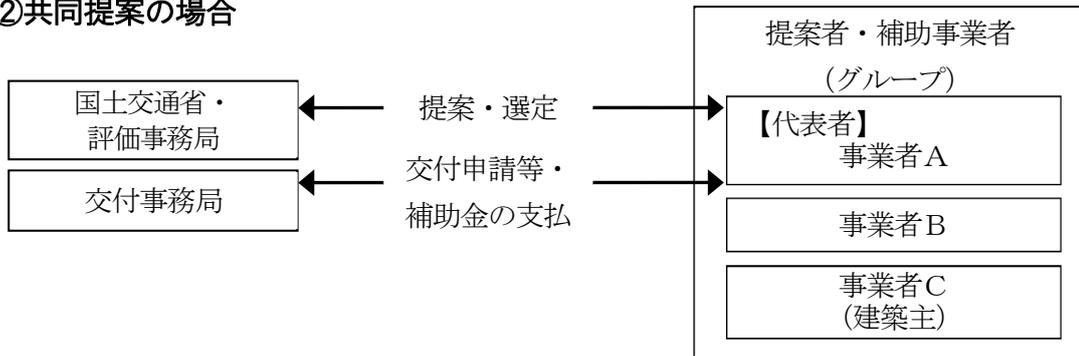
提案対象事業の実施体制としては、次のようなケースを想定しています。

(1) 補助事業者と建築主等が同一の場合

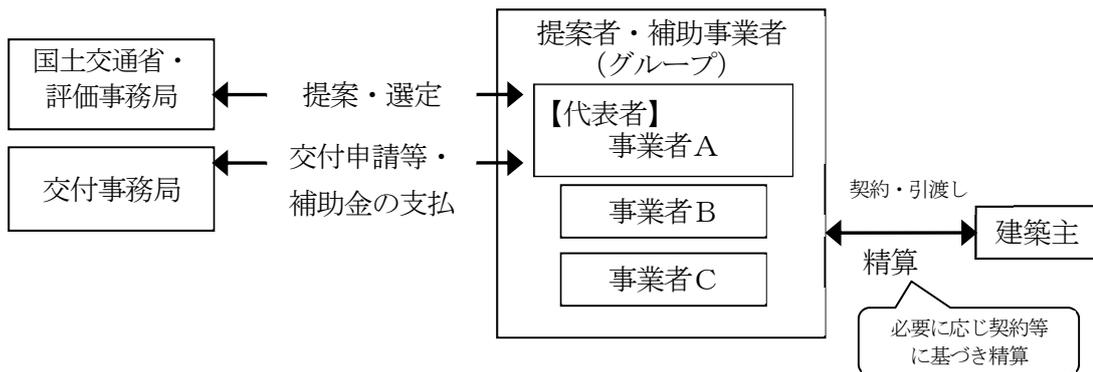
①単独提案の場合



②共同提案の場合



(2) 補助事業者と建築主等が異なる場合 (共同提案)



提案事業を複数の者で行う場合には、実施体制を整えた上で共同提案としてください。ただし、一部の事業を行う者が提案時において未定の場合であっても、提案事業の実施予定時期までに確定し、確実に提案事業を実施することができると見込める場合には、提案することができます。

なお、共同提案者（共同提案の場合の代表提案者以外の提案者）については、選定された提案事業を代表提案者と共同して実施し、その実現に責任を負う者としてください。また、重要な役割を果たす代表提案者以外の実施主体については、可能な限り共同提案者となり、事業実現に責任を負う者としてください。

2.4 補助対象及び補助額

2.4.1 補助対象費用

提案事業の補助対象事業費は、次の（１）から（３）に掲げる費用とします。

- （１）住宅及び高齢者等の居住の安定確保及び健康の維持・増進に資する施設（建築設備を含む。以下「住宅等」という。）の建設、取得又は改修（以下「整備」という。）に要する費用

※住宅等の維持管理・運営にかかる費用は補助対象外とする（ソフト関連の補助は、「技術の検証に要する費用」「情報提供及び普及に必要な費用」のみとする。）

(2) 技術の検証に要する費用

提案に係る技術やシステムの検討・検証（提案事業に係る調査・検討費やアドバイザー委託費等を含む）に要する費用

※補助対象とする「技術」とは、高齢者等の居住の安定確保及び健康の維持・増進、居住環境整備、住まいづくり、まちづくりの推進のために創意工夫を凝らした技術を指し、ハード・ソフトで幅広く対象をとらえます。

※プログラム開発費やシステム開発費、IT システム構築費、または、補助事業以前から経常的に支出していた経費等は、補助対象外とします。

(3) 情報提供及び普及に要する費用

提案に係る情報提供及び普及啓発に要する費用であって、以下のいずれかに該当するもの

- ① 事業の目的を達成するために必要な情報提供等
- ② 情報提供等を行うことが目的であるもの

※（2）（3）については、初年度に住宅等の整備を行い、次年度に当該住宅等において技術の検証等を行うことを一連の事業として提案することもできます。

2.4.2 補助額

補助額は、次の（1）から（3）に掲げるものに必要な費用に対し、所定の「補助率」を適用して算出してください。

なお、補助額は、評価委員会等での審査に基づき、予算の範囲内で、応募書類に記載された金額及び事業計画等を総合的に考慮して決定します。そのため、提案事業が選定された場合であっても、補助要望額の全額が補助されるとは限りません。

補助額は、「課題設定型」「事業者提案型」は、選定1案件につき3億円、「事業育成型」は、選定1案件につき500万円を上限とします。

また、消費税及び地方消費税は、補助対象外です。

(1) 住宅等の整備等に要する費用

①調査設計計画に要する費用

高齢者等の居住の安定確保及び健康の維持・増進に資する住宅等の整備に係る設計・工事監理費（敷地の測量及び地盤の調査に要する費用を含む。）の 2/3 以内の額

ただし、住宅等の整備を伴わない設計等は、補助対象となりません。

②住宅等の整備に要する費用

a) 建設・取得の場合

高齢者等の居住の安定確保及び健康の維持・増進に資する住宅等（原則、分譲住宅の住戸専用部分は除く）の建設又は取得に要する費用（直接建設工事費に要する費用（取得の場合は用地を除く建物の取得に要する費用）を対象とし、調査設計計画費・造成費・用地費を除く。）の 1/10 以内の額

※なお、住宅等の取得については、先導的な改修を行う場合又は取得した住宅等を活用した先導的な取組に関する検証を行う場合に補助対象とします。

b) 改修の場合

高齢者等の居住の安定確保及び健康の維持・増進のために必要な住宅等（原則、分譲住宅の住戸専用部分は除く）の改修に要する費用の 2/3 以内の額

※なお、改修を行う住宅等は、昭和 56 年 6 月 1 日以降に着工した建築物であることとします（ただし、本事業の補助を受けて行う改修工事において耐震改修工事を実施する場合又は既に地震に対する安全性に係る建築基準法又はこれに基づく命令若しくは条例の規定に適合することが確認されている場合についてはこの限りではありません。）

※住宅等の改修に要する費用については、耐震改修等の高齢者等の安全を確保するための改修に要する費用も対象に含めることができます。

※改修工事に伴い、関連法令（建築基準法、消防法、高齢者・障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律、老人福祉法等）、関連条例に基づき、提案者が自ら関連機関等に確認の上、提案者自身が責任をもって遵守してください。またこれら関連法令等に基づき必要となる申請手続き、関連法令等に求められる設置設備の設置等については、本提案事業への申請とは別に、事業者の責任において実施してください。本提案事業としての選定通知は、関連法令に基づく許認可等ではありませんので、ご注意ください。また、上記の確認作業・手続き等を必ず行うことを、採択後、提案者と交付事務局の間で覚書を交わすこととしています。

c) 補助金の額の上限

i) 建設の場合

○住宅

住宅の建設にあつては、1 戸当たりの補助金の額の上限を 200 万円〔上記の（1）②a）「建設・取得の場合」により算定される補助金の額が 200 万円／戸に整備戸数を乗じて得た額を超えない場合は当該額〕とします。

○高齢者等の居住の安定確保及び健康の維持・増進に資する施設

高齢者等の居住の安定確保及び健康の維持・増進に資する施設（別表 3）の建設にあつては、1 施設当たりの補助金の額の上限を 2,000 万円〔上記の（1）②a）「建設・取得の場合」により算定される補助金の額が 2,000 万円／施設を超えない場合は当該額〕とします。

ii) 改修の場合

○住宅

住宅の改修にあつては、1 戸当たりの補助金の額の上限を 300 万円〔上記の（1）②b）「改修の場合」により算定される補助金の額が 300 万円／戸に整備戸数を乗じて得た額を超えない場合は当該額〕とします。

○高齢者等の居住の安定確保及び健康の維持・増進に資する施設

高齢者等の居住の安定確保及び健康の維持・増進に資する施設（別表 3）の改修にあつては、1 施設当たりの補助金の額の上限を 3,000 万円〔上記の（1）②b）「改修の場合」により算定される補助金の額が 3,000 万円／施設を超えない場合は当該額〕とします。

(2) 技術の検証に要する費用

提案に係る技術の検討や検証に要する費用（提案事業に係る調査・検討費やアドバイザー委託費等を含む）で、別表 1 に掲げる経費の 2/3 以内の額

※検証実験に際し、一時的に設ける住宅等の整備を行う必要がある場合は、整備費×実験に要する期間（年）／10（年）の費用を補助対象とし、上記（1）の補助率、上限額を適用します。

（3）情報提供及び普及に必要な費用

事業における情報提供及び普及啓発に要する費用で、別表1 に掲げる経費の 2/3 以内の額

（4）その他

補助の対象は、先導性・創意工夫を評価された部分に係る費用であり、本事業による補助の必要性が低いと評価される費用については補助対象としません。

例えば、以下の費用は補助の対象としません。

- ①国からの他の補助や交付金を受ける費用（次世代住宅ポイントを含む）
- ②介護保険給付及び医療保険給付の対象となる費用
- ③介護保険法に規定する介護保険施設（指定介護老人福祉施設、介護老人保健施設及び指定介護療養型医療施設）等

表 補助対象及び補助額概要一覧整理（募集要領内容の再整理）

<選定1案件あたりの補助上限額>

「課題設定型」「事業者提案型」は、3億円/案件 「事業育成型」は500万円/案件

<項目ごとの補助上限額>

項目	補助額の上限		備考
	建築・取得の場合	改修の場合	
設、取得又は改修に要する費用 (1) 住宅及び高齢者等の居住の安定確保及び健康の維持・増進に資する施設の建設	①調査設計計画に要する費用		補助額≤住宅等の整備に係る設計・工事監理費×2/3 住宅等の整備を伴わない設計等は補助対象外
	②住宅等の整備に要する費用		直接建設工事費に要する費用が対象（造成費、用地費は除く）。原則、分譲住宅の住戸専用部分は除く。
	全体	補助額≤住宅等の建設又は取得に要する費用×1/10 補助額≤住宅改修に要する費用×2/3	
	内訳毎	住宅	1戸当たりの補助金の額の上限を200万円 1戸当たりの補助金の額の上限を300万円
施設		1施設当たりの補助金の額の上限を2,000万円 1施設当たりの補助金の額の上限を3,000万円	—
(2) 技術の検討・検証に要する費用	補助額≤提案に係る技術の検討や検証に要する費用×2/3		提案事業に係る調査・検討費やアドバイザー委託費等を含む 補助対象項目は別表1参照
(3) 情報提供及び普及に必要な費用	補助額≤事業における情報提供及び普及啓発に要する費用×2/3		補助対象項目は別表1参照

3 事業の手続き

3.1 手続きの概要

補助事業に着手する前に、「提案事業の評価」と「補助金の交付申請等」の二段階の手続きを経る必要があります。各々の手続きの概要は、以下のとおりです。

(1) 提案事業の評価

国土交通省が「住まい環境整備モデル事業（人生100年時代を支える住まい環境整備モデル事業）」の提案を募集します。応募のあった提案事業について、3.2のとおり、評価事務局が設置する学識経験者からなる評価委員会の評価を受けて、国土交通省が選定します。

(2) 補助金の交付申請等

選定通知書を受け取った後、所定の時期に交付申請し、交付事務局から交付決定を受け、事業を実施してください。また、補助事業の完了後、速やかに完了実績報告を行ってください。

「(1) 提案事業の評価」と「(2) 補助金の交付申請等」の手続きの窓口は異なりますのでご注意ください。なお、事業の段階毎の評価事務局と交付事務局との手続き内容については、23頁の「事業の流れ」を参照ください。

また、補助事業への着手は、交付決定後に可能となります。交付決定前に事業に着手したものについては、補助対象となりませんので注意してください。補助金に関する手続きについては、3.3を参照ください。

3.2 提案事業の評価

3.2.1 評価委員会について

応募のあった提案事業は、本事業として選定するにふさわしい先導性等を有しているかどうかに関して評価委員会により個別に評価します。

(1) 評価の実施体制

提案事業の評価は、評価委員会において行います。評価の公平性、中立性の確保の観点から、委員の評価業務について次の①～③の制限を行います。

- ①委員は、提案者（共同提案者を含む。）となることができません。
- ②委員は、当該委員と関係を有する企業・団体等の提案事業について、評価に関わることができません。
- ③委員は、当該委員又は当該委員と関係を有する企業・団体等が業務としてコンサルティング、アドバイス等を行った提案事業について、評価に関わることができません。

評価委員会（会議自体及び会議に用いた資料・議事録）は非公開とし、審査に関する問い合わせには一切応じませんので、あらかじめご了承ください。

(2) 評価の手順

評価にあたっては、提案事業の内容についての事実確認や所定の要件を満たしているか等について審査するほか、提案申請書及び提案者によるプレゼンテーションをもとに評価します。

ただし、提案事業数が多い場合、評価委員会であらかじめ提案申請書の評価を行い、プレゼンテーションにより評価を行う事業を絞る場合があります。

なお、提案事業の内容等に不明確な部分がある場合等、必要に応じ、追加資料の提出やプレゼンテーション時に説明を求める場合があります。

※プレゼンテーションについて

提案事業の提案者は、評価委員会において、提案内容のプレゼンテーションを行っていただきます。プレゼンテーションは、提案者による5分程度の説明、5分程度の質疑応答を想定しています。開催場所、時期及び説明資料の提出期限については、後日、お知らせします。

（評価委員会の予定）

- ・ 開催場所：東京
- ・ 開催時期：令和元年7月16日までに提出した事業は令和元年8月下旬頃
：令和元年9月30日までに提出した事業は令和元年11月上旬頃

注意事項：

- ・ 説明や質疑応答の時間、開催時期については提案事業の応募状況により変更する可能性があります。
- ・ プレゼンテーションの内容は提案申請書の内容から変更することはできません。
プレゼンテーションにかかる交通費等は各自負担となります
- ・ プレゼンテーションは、原則、1提案者につき2名以内で行うこととします。
- ・ プレゼンテーションは、原則、提案申請書を使用することとし、提案申請書の内容をMicrosoft-PowerPoint プレゼンテーションファイル等にまとめ、プロジェクター等でスクリーン等に投影することもできます。
- ・ Microsoft-PowerPoint プレゼンテーションファイル等でまとめる場合、事務局がスクリーン、プロジェクター・パソコンの必要な機器を用意しますので、提案者は事務局に事前にデータをお送りください。

3.2.2 事業の選定結果

提案事業について、評価委員会において書類及びプレゼンテーションによる評価・審査結果を受けて、国土交通省が補助事業として選定します。

選定された事業について、事業の名称、提案者の名称、事業の概要等を国土交通省及び評価事務局のホームページに掲載します。なお、評価委員会の評価内容は、選定・非選定に関係なく、提案者に連絡します。

提案事業の選定にあたっては、個別に事業内容や補助額等について調整させていただくことがあります。その際、評価結果に基づき、評価事務局から事業内容について一部変更を求めることがあります。また、必要に応じて資金計画や事業内容に関する資料を提出していただくことがあります。

3.2.3 評価の視点

提案事業は、以下の視点により総合的に評価します。

① 課題設定と解決方策の適切さ

高齢者、障害者又は子育て世帯が在宅生活を続けていくに当たって直面する不安・障害等の課題や地域的な課題に対して、立地特性や地域の実情（サービスニーズ等）を踏まえて適切かつ具体的な解決方策を示し、検証するもの

② 先導性・創意工夫

技術的に困難なことを解消するもの、サービス提供を効率的・効果的に行うもの、提案された検証方法により分かりやすく効果が示されるもの等、先導的な提案や創意工夫を含むもの

③ 総合的・継続的な推進体制

高齢者等が安心して生活することができる住環境を整えるため、地域住民の参画を含めた地域の関係主体による体制整備が図られるものや取組の継続性が確保されるもの等、総合的・継続的な推進体制が整備されるもの

④ 波及効果・普及可能性

他の事業への波及効果が期待されるもの、一般への普及可能性に優れた住まいや住環境整備に関するもの

⑤ 多様な事業効果

医療・介護予防や高齢者等の生き生きとした生活に貢献することが期待されるもの、高齢者等の居住の安定確保に関する効果に加えて、地域の活性化、新たな雇用の創出等の副次的な効果が期待されるもの等、多様な事業効果が期待されるもの

⑥ 地方公共団体との連携等

地方公共団体（住宅部局・福祉部局等）や地域団体等と連携するもの、地方公共団体の推薦を伴うもの、国又は地方公共団体が実施する施策と連携する取組を行うもの

⑦ 支援の妥当性・必要性

公共的・公益的見地から、補助金による支援を行って実施することが妥当であるもの、他の補助事業の活用や自治体の支援を受けることが困難であるなど、本事業による支援の必要性が高いもの

3.3 補助金の交付申請等

選定結果を通知するときに、交付申請先や必要な書類等交付申請等の手続きについてお知らせします。選定された事業の提案者に対し、住まい環境整備モデル事業費補助金交付申請要領（以下「交付申請要領」という。）を配布いたしますので、その内容に従い交付申請等の手続きを行ってください。

補助金の交付事務については、交付事務局が行います。補助金の交付申請等に当たっては、交付申請要領に記載されている内容を遵守するとともに、交付事務局の指示に従ってください。

3.3.1 交付申請

交付申請は、所定の期間に行ってください。なお、特に次の①～⑦に注意してください。

- ①交付申請をしないと、選定された事業であっても補助金が交付されません。
- ②交付決定前に事業に着手したものについては補助金交付の対象外となります。
- ③事業着手は、住宅等の整備については工事の着手、調査設計計画等については委託契約の締結等をもって判断します。
- ④住宅等の整備や設計等に要する費用を補助対象としない場合は、補助金の交付決定前に着手することが可能です。
- ⑤補助の対象として取得する住宅等は、本事業の令和元年度の募集開始日以降に売買契約を締結するものに限ります。交付申請の際、売買契約書の写し若しくは、売買契約書のひな型を提出してください。また完了実績報告時に不動産鑑定士による不動産鑑定評価書を添付資料として提出してください。不動産鑑定士による不動産鑑定評価額が、補助の対象となる金額の上限となります。なお、鑑定評価は、既存部分を対象とし、改修実施前の時点で行ってください。また、改修工事を補助事業として実施し、完了させなければ、住宅等の取得に要する費用も補助の対象となりません。

- ⑥過去3ヵ年度内に国土交通省住宅局所管補助金において、交付決定の取り消しに相当する理由で補助金の返還を求められたことがある者等（団体を含む）は、本補助金への申請が原則として制限されます。
- ⑦交付申請者の特定と、事業完了後の運営責任の確実な履行のため、交付申請者は、交付申請における実印押印と、印鑑証明書（原本）の提出を求めます。

3.3.2 交付決定

交付申請された内容について、次の①～⑤の事項等について審査した上で交付決定されます。

- ①補助事業の内容が、交付要綱及び交付申請要領の要件を満たしていること。
- ②交付申請の内容が選定された内容に適合していること。
- ③補助対象費用が、国からの他の補助金（負担金、利子補給金並びに補助金適正化法第2条第4項第1号に掲げる給付金及び同項第2号に掲げる資金を含む。）及び介護保険給付又は医療保険給付の対象費用を含まないこと。
- ④他の補助事業（独立行政法人や地方公共団体が行うものを含む。）に申請している場合は、提案申請書にて、申請している他の補助事業名及び補助対象を必ず記入すること。
- ⑤開設に関して許認可等が必要な施設については、完了実績報告までに許認可等がなされていることの条件を附して交付決定を行うものとします。

なお、完了実績報告は、原則として、（1）交付決定を受けた補助対象工事が竣工していること、（2）補助対象となった住宅等が運営を開始していること、（3）補助対象工事費の支払いが完了していること全ての要件が満たされた時点（複数の年度にわたって事業を実施する場合で最終年以外の場合であっては、交付決定を受けた補助対象事業が完了している時点）で提出できます。

3.3.3 補助の期間

補助金の交付を受けることができる事業は、令和元年度中に事業に着手するものを対象とします。選定された事業であっても、令和元年度中に着手に至らないものについては、補助の対象にはなりません。

令和2年度以降の補助実施については、当該年度の予算決定をもとに判断されます。選定をもって次年度以降の補助金交付を約束するものではないことにご留意ください。

なお、事業選定後に補助事業者の都合で補助事業の期間を変更した場合には、選定通知書で示された補助金の全額が支払われない場合があります。補助事業の期間が変更となる場合には、必ず3.3.4を参照の上、必要な手続きを行ってください。

複数年度にまたがる事業が選定された場合には、予め各年度の計画を記載した全体設計承認申請書を、選定時にお知らせする交付事務局に提出して承認を受けてください。そのうえで、原則として補助対象部分の出来高に応じた支払いが完了するものについて、各年度に補助金を交付します。

3.3.4 補助の計画変更

補助事業者は、やむを得ない事由により、次の（１）又は（２）に掲げる行為をしようとする場合には、あらかじめ交付事務局の承認を得る必要があります。

（１）補助事業の内容又は補助事業に要する経費の配分の変更

（２）補助事業の中止又は廃止

また、やむを得ない事情により、補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合には、速やかに交付事務局に報告し、その指示に従ってください。

必要な手続きを行わず、予定していた検証が取り止めになる場合等、計画内容に変更があり交付決定した内容と異なるものとなったと判断されたものについては、補助対象となりませんので注意してください。また、既に補助金が交付されている場合には、当該補助金の返還を求めることがありますので注意してください。

3.3.5 完了実績報告及び補助金の額の確定

補助事業者は、補助事業が完了したときは、「補助事業完了実績報告書」を交付事務局に提出してください。完了実績報告時に、請求書、領収書のほか、「送金伝票の写し（支払済みであることを金融機関等の第三者による公的に証明できる書類）」を提出してください。また現金による支払いは、原則、補助対象外となります。

交付事務局は、「補助事業完了実績報告書」を受領した後、交付申請の内容に沿って補助事業が実施されたこと及び開設に際して許認可等が必要な施設の許認可等がなされていることを確認し、書類の審査を行うとともに、必要に応じ現地調査等を行い、その報告に係る補助事業の成果が、補助金の交付決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認められたときは、交付すべき補助金の額を確定し、支払いの手続きを行います。

令和元年度に実施した補助事業に係る補助金の支払いは、原則として令和2年3月末となる予定です。また、補助事業者が指定する銀行口座に振り込みます。

3.3.6 補助事業実施中及び完了後の留意点

（１）取得財産の管理等

補助事業者は、当該補助事業により取得し、又は効用の増加した財産について、補助事業の完了後においても善良な管理者の注意をもって管理し（善管注意義務）、補助金の交付の目的に従って、その効率的運用を行ってください。

補助事業者は、取得価格及び効用の増加した価格が50万円以上のものについて、大臣の承認を受けずに補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供することはできません。ただし、大臣の承認を得て当該財産を処分したことにより収入があった場合には、交付した補助金の額を限度として、その収入の全部又は一部を交付事務局に納付させることがあります。

なお、スマートウェルネス住宅等推進事業等により取得した財産等の取扱いについての規定（平成31年3月25日付け国住心第668号）が適用されますので、補助申請にあたって必ず確認してください。

(2) 交付決定の取消、補助金の返還及び罰則等

万一、関係規程等に反する行為がされた場合には、次の措置が講じられることに留意してください。

- ①スマートウェルネス住宅等推進事業補助金交付規程（住まい環境整備モデル事業）第14の規定による交付決定の取消、補助金の交付の停止、補助金の返還命令
- ②補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律第29条から第32条までの規定による罰則

(3) その他

本募集要領、及び交付申請要領によるほか、補助金の交付等に関しては、次の各号に定めるところにより行う必要があります。

- 一 補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）
- 二 補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和30年政令第255号）
- 三 国土交通省所管補助金等交付規則（平成12年内閣府・建設省令第9号）
- 四 補助事業等における残存物件の取扱いについて（昭和34年3月12日付け建設省会発第74号建設事務次官通達）
- 五 公営住宅建設事業等における残存物件の取扱いについて（昭和34年4月15日付け建設省住発第120号住宅局長通達）
- 六 建設省所管補助事業における食糧費の支出について（平成7年11月20日付け建設省会発第641号建設事務次官通知）
- 七 スマートウェルネス住宅等推進事業補助金交付要綱（平成31年3月29日付け国住心第741号）
- 八 スマートウェルネス住宅等推進事業補助金交付規程（住まい環境整備モデル事業及び住宅確保要配慮者専用賃貸住宅改修事業（令和元年5月15日付け））
- 九 その他関連通知等に定めるもの

4 事業のフォローアップ

本事業で提案された取組を実施したことによる効果や振り返りによる検証を行い、それらの結果を広く普及啓発することとし、補助金交付後における取組の実施・運営状況等を調査・確認します。補助事業者は、国土交通省、評価事務局及び評価委員会に対して、次の4.1から4.4に掲げるフォローアップを実施してください。

4.1 取組の達成状況の定期報告

補助事業者は、提案された取組の実施状況について、評価事務局へ下記内容を報告してください。

- ①提案申請時に設定した評価指標の達成状況
- ②達成状況に関する分析（当初の予定に対する達成状況の評価、達成状況が遅れている場合の問題点・課題。今後の取り組みの予定）

報告は、年に1回想定しており、時期は、評価事務局より別途お知らせします。なお、報告とは別に途中段階で「4. 2 事業報告会」「4. 3 現地調査」を行い、事業の進捗状況の確認、評価委員会によるアドバイスを行う機会を設ける予定です。

評価事務局へ報告した内容は、評価事務局から評価委員会に報告するとともに、評価事務局のホームページにて公表されます。

4.2 事業報告会

評価委員会により事業報告会で報告する取組として選定された補助事業者は、国土交通省及び評価委員会が実施する事業報告会にて、事業の実施・運営状況等の取組の成果等を、報告、意見交換等を行っていただきます。

4.3 現地調査

評価委員会により現地調査を実施する取組として選定された補助事業者に対しては、評価事務局及び評価委員会による現地調査・ヒアリングを実施します。

4.4 情報提供等

事業者は、ホームページや SNS 等を活用し、積極的に情報提供を行ってください。また、この情報については、評価事務局に適宜提供してください。提供された情報は、評価事務局が作成するホームページで、必要に応じてリンクを張る等、対外的な情報提供を行います。

なお、評価事務局のホームページに情報を掲載することが困難な補助事業者については、別途報告等を求めることがあります。

5 情報の取扱い等

5.1 情報の公開・活用

普及促進を目的に、広く選定事業の成果について紹介するため、シンポジウム、パンフレット、ホームページ等において、選定事業の内容・報告された内容に関する情報の公開及び活用を行うことがあります。

この場合、提案申請書等に記載された内容のうち、事業者の財産上の利益、競争上の地位等を不当に害するおそれのある部分について、当該事業者が申し出た場合は原則公開しません。

5.2 個人情報の利用目的

取得した個人情報については、交付申請等に係る事務処理に用いる他、セミナー・シンポジウム・アンケート等の調査について用いることがあります。

また、同一の提案に対し国から他の補助金を受けていないかを調査するために用いることがあります。

5.3 アンケート・ヒアリングへの協力

補助事業者に対しては、補助事業の期間終了後、高齢者等の居住の安定確保及び健康の維持・増進に関する調査・評価等のためのアンケートやヒアリング等を依頼するほか、国土交通省等が開催するシンポジウム等において講演等を依頼することがありますので、可能な限り協力してください。

6 応募方法

6.1 提出期間

令和元年5月22日（水）～9月30日（月） ※消印有効

第1回応募締切 令和元年7月16日（火）

第2回応募締切 令和元年9月30日（月）

※ 提出期間を変更する場合には、6.5のホームページにおいてお知らせします。

6.2 提出先

〒107-0062 東京都港区南青山2-4-15 天翔オフィス 南青山 S-209号
住まい環境整備モデル事業評価事務局 宛

6.3 提出方法

郵送で提出してください（持参による提出は受け付けません）。提案者に対して受け取った旨の連絡はしませんので、提案者自身で確認することができる方法（配達記録郵便等）で提出してください。郵送時は、必ず宛先に「住まい環境整備モデル事業 担当」及び「応募書類在中」と記載してください。（提案者の都合による提案申請書の差し替え等は固くお断りします。）

6.4 提出書類

提案者は、提出期間までに提出書類一覧表の提案申請書について、必要部数を揃えて提出してください。なお、提出書類一覧表のプレゼンテーションで使用する説明資料の提出期限については、後日、お知らせします。

提出書類一覧表

区分	書式	必要部数
提案申請書	【様式1】 提案申請書 【様式2】 提案内容 【様式3】 事業の実施内容 【様式4】 事業実施工程 【様式5】 事業費 【様式6】 事業費内訳 【様式7】 事業実施体制 【任意】 その他必要となる書類	2部
	上記書式の電子ファイル（PDFデータ） ※評価委員会ではPDFデータを印刷したもので評価します。	1式
（プレゼンテーション時） プレゼンテーションで使用する説明資料	【任意】 説明資料（Microsoft-PowerPoint プレゼンテーションファイル等） ※データは、評価委員会前に評価事務局に提出（データの提出期限は、評価事務局より提案者に個別に連絡します。）	1式

※注意事項

- 1) 各応募書類は、片面印刷としてください。
- 2) 各応募書類はA4サイズにまとめ、1部ずつ左上角をクリップ留めしてください。
- 3) 電子ファイルは、PDF形式としてください。使用するフォントについては、一般的に用いないものは使用しないでください。なお、電子ファイルは自動解凍ファイル等、圧縮ファイルとせず、電子ファイルの容量自体を極力小さくするような工夫をお願いします。
- 4) 提出書類の電子ファイルについては、CD-R等による提出を御願います。なお、CD-R等はお返ししませんので、その旨予めご了承ください。
- 5) 提出書類について、募集要領に従っていない場合や、不備がある場合、記述内容に虚偽があった場合は、当該応募を原則無効とします。
- 6) 提案申請書の内容に関する確認・補足説明等を求めることがあります。指定した期限までに対応がない場合は評価の対象外となります。
- 7) 選定された場合、当該事務連絡先に選定通知書を郵送させていただきますので、確実に送付できるよう、宛先・宛名となる住所・氏名等については正確にご記入ください。

6.5 問い合わせ先

質問・相談については、原則として、ファックス又は電子メールで行ってください。ファックス又は電子メールでの相談が難しい場合、下記の受付時間内で、電話での質問・相談を受け付けます。

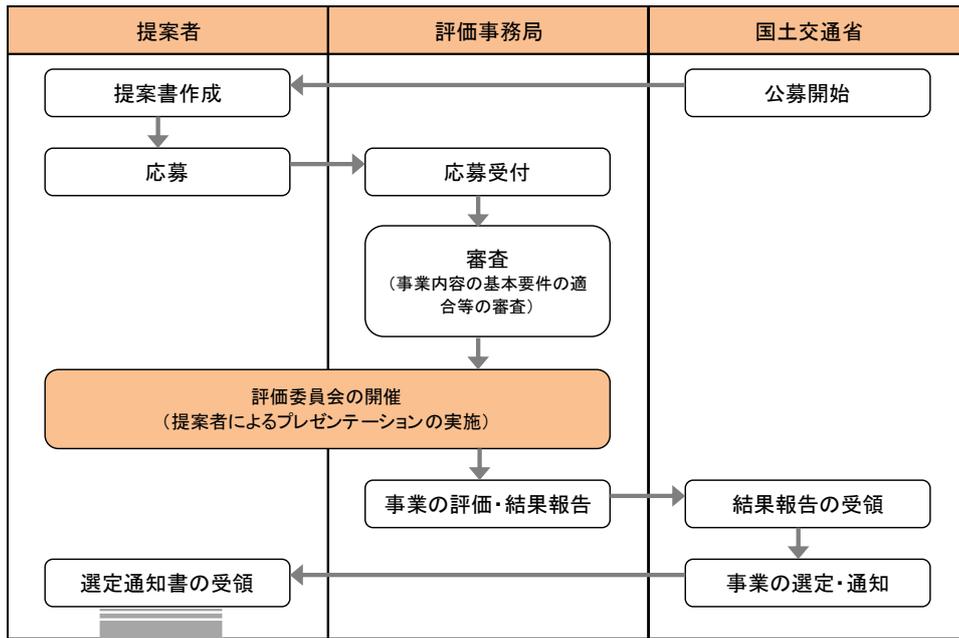
<住まい環境整備モデル事業評価事務局>

・メールアドレス：info@100nen-sw.jp
・FAX：03-3478-1086（TEL：03-5843-0380）
受付時間（土日・祝日を除く）
AM 10:00～12:30 PM 13:30～17:00
（ただし受付時間でも不在にする場合がありますので、ご了承ください）

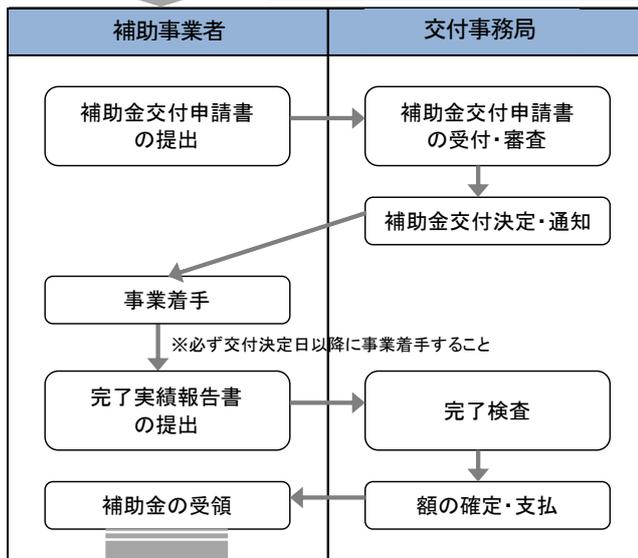
募集要領・提案申請書等については、下記のホームページからダウンロードしてください。

・ホームページ：<http://100nen-sw.jp/>

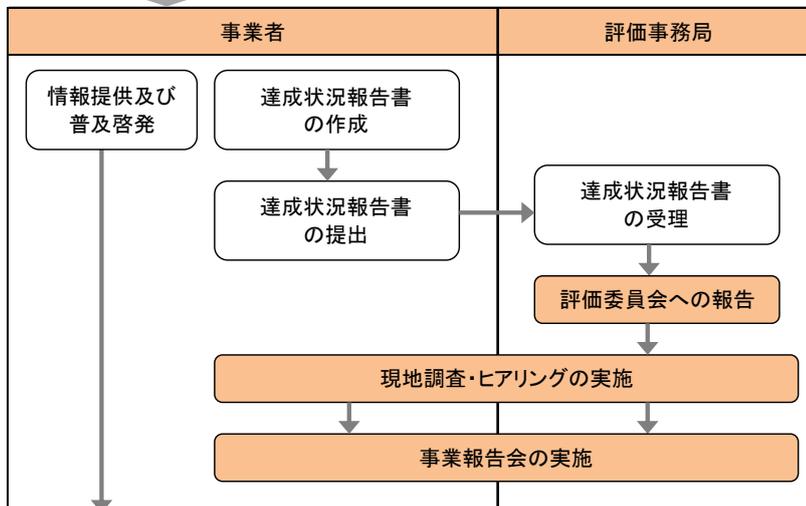
事業の流れ



選定結果の通知の際に交付申請等の手続きについてお知らせ



取組状況のフォローアップの実施



別表1：直接経費

科 目	説 明
賃 金 等	提案者の構成員が法人の場合、提案事業を遂行するための技術補助者を雇用するための経費、提案事業を遂行するための単純労働に対して支払う経費（「時間給」又は「日給」）及び専門的知識の提供等、効果の検証に協力を得た者（提案者の構成員として提案事業を実施する者については、別表2但し書きに該当する場合に限る。）に支払う経費
旅 費	提案事業に参加する者が当該事業を実施するために直接必要な普通旅費※（交通費及び宿泊費） ※ 普通旅費には、グリーン車料金、ビジネスクラス料金等を含みません。
備品購入費等	提案事業に供する器具機械類その他の備品及び標本等で、その性質及び形状を変えずることなく長期の使用に耐えるものの代価（昭和34年3月12日付け建設省発第74号建設事務次官通達「補助事業等における残存物件の取扱いについて」参照）、事業用等の消耗器材、その他の消耗品及び備品に付随する部品等の代価 * 備品等は原則リース等で調達し「その他」の支出費目に計上してください。なお、価格が50万円以上の備品等についてリース等での調達をすることが困難な場合は、その理由書及び機種選定理由書を添付してください。
委 託 料 等	提案事業を遂行するために必要な器具機械等の修繕料・各種保守料・洗濯料・翻訳料・写真等焼付料・鑑定料・設計料・試験料・加工手数料、提案事業の遂行に必要であるが当該事業の本質をなす発想を必要としない定型的な業務を他の機関に委託して行わせるための経費 * 原則として各年度の補助事業に係る費用の50%を超えない範囲とします。50%を超える場合は、その理由を記した書類を添付してください。 補助事業の全部を外部に発注（丸投げ）することはできません。
そ の 他	設備の賃借（リース）、提案事業を遂行するために労働者派遣事業を営む者から期間を限って人材を派遣してもらうための経費、文献購入費、光熱水料（専用のメーターがある場合等、実際に要する経費の額を特定することができる場合に限る。）、通信運搬費（実際に提案事業に要するものに限る。）、印刷製本費、借料・損料、会議費、送金手数料、収入印紙代等の雑費

別表2：補助対象とならない経費

科 目	説 明
事業提案された住宅又は施設以外の建物等施設の建設、不動産取得に関する経費	ただし、本補助金で購入した設備・備品を導入することにより必要となる軽微な据付費等については、申請することができる。
提案者の構成員又は提案者の構成員に所属する者で、補助事業を実施する補助事業者等の人件費	ただし、提案事業を行うために必要な専門的知識を有する者の人件費であって、評価委員会において特に必要と認められた経費については、その認められた範囲内において交付申請することができる。
国内外を問わず、単なる学会出席のための交通費・宿泊費・参加費	ただし、補助事業に関する成果発表会を行う場合は交付申請することができる。
補助事業の実施中に発生した事故・災害の処理のための経費	—
その他、補助事業の実施に関連性のない経費	—

別表3：高齢者等の居住の安定確保及び健康の維持・増進に資する施設の例

	対象となる施設
高齢者生活支援施設	<p>高齢者の生活を支援する次の施設</p> <ul style="list-style-type: none"> ○介護関連施設 <ul style="list-style-type: none"> 訪問介護事業所、訪問入浴介護事業所、訪問看護ステーション、訪問リハビリテーション事業所、居宅療養管理指導事業所、通所介護事業所、通所リハビリテーション事業所、短期入所生活介護事業所、短期入所療養介護事業所、福祉用具貸与事業所、特定福祉用具販売事業所、夜間対応型訪問介護事業所、認知症対応型通所介護事業所、小規模多機能型居宅介護事業所、居宅介護支援事業所【介護予防事業所を含む】、定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所、看護小規模多機能型居宅介護（複合型サービス）、地域包括支援センター、地域密着型通所介護（小規模デイサービス） ○健康保険法第88条第1項に規定する訪問看護事業の用に供する施設及びこれらに付随する収納施設 ○医療法に規定する病院又は診療所※1 (病院又は診療所の補助対象部分は診療機能部分に限る。)
障害者福祉施設	<p>障害者の生活を支援する次の施設</p> <ul style="list-style-type: none"> ○社会福祉法第2条第2項第二号、児童福祉法に規定する障害児入所施設、情緒障害児短期治療施設 ○障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に規定する障害者支援施設（施設入所支援及び施設障害福祉サービス） 障害福祉サービス事業（生活介護・短期入所・自立訓練・就労移行支援・就労継続支援）、共同生活援助（グループホーム） 一般相談支援事業、特定相談支援事業、地域活動支援センター、福祉ホーム ○身体障害者福祉法に規定する身体障害者生活訓練等事業、身体障害者福祉センター
子育て支援施設	<p>子育て世帯の生活を支援する次の施設</p> <ul style="list-style-type: none"> ○社会福祉法第2条第2項第二号、児童福祉法に規定する乳児院、母子生活支援施設、児童自立支援施設 社会福祉法第2条第3項第十一号に規定する隣保事業の用に供する施設 ○児童福祉法に規定する障害児通所支援事業（児童発達支援・医療型児童発達支援・放課後等デイサービス・保育所等訪問支援（保育所等訪問支援単独事業を除く））、 障害児相談支援事業（障害児支援利用援助・継続障害児支援利用援助）、 放課後児童健全育成事業、子育て短期支援事業、地域子育て支援拠点事業、一時預かり事業、家庭的保育事業、小規模保育事業、保育所、児童厚生施設、児童家庭支援センター ○母子及び父子並びに寡婦福祉法に規定する母子・父子福祉センター、母子・父子休養ホーム ○母子保健法に規定する母子健康包括支援センター ○公的助成に基づき運営される育児事業に供するスペース又は住民等の自主運営による共同育児活動の場に供するスペース
その他	<p>上記の他、高齢者等の居住の安定確保及び健康の維持・増進に資する施設</p> <p>1) 総合生活サービス窓口、2) 情報提供施設、 3) 生活相談サービス施設、4) 食事サービス施設、 5) 交流施設、6) 健康維持施設</p>

※1 高齢者、障害者、子育て世帯等を対象とするものを含みます。